

議事日程 令和元年6月7日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の行政報告
- 日程第4 諸般の報告
平成30年度上峰町一般会計繰越明許費繰越計算書及び平成30年度上峰町一般会計事故繰越し繰越計算書
- 日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第23号～議案第43号)

午前9時30分 開会

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。本日は令和元年第2回上峰町議会定例会が招集されましたところ、御多忙中の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和元年第2回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中山五雄君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番吉富隆君及び8番大川隆城君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（中山五雄君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より6月14日までの8日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決定いたしました。

日程第3 町長の行政報告

○議長（中山五雄君）

日程第3．町長の行政報告。

町長の行政報告をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

皆様、おはようございます。令和元年第2回上峰町議会定例会に御出席いただき、ありがとうございます。

それでは、早速各課順に行政報告をいたします。まず、総務課でございます。

総務課

人事につきましては、4月1日付けで2名の新規職員と6名の再任用職員の採用を行いました。

消防関係では、4月14日に第58回上峰町消防団表彰並びに入退団式を挙行了しました。今年度の退団者は13名で、新入団員5名の任命を行いました。議会議員、消防委員、区長をはじめ多くのご来賓の皆様にご臨席を賜り挙行できましたことに厚く御礼を申し上げます。また、5月15日には全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉情報伝達訓練を実施し、緊急時の迅速かつ確実な情報伝達手順の確認を行いました。

交通安全関係では、小・中学校の新年度登校日にあわせて4月8日から15日までの間、町内6箇所交通安全指導員による街頭指導を実施しました。また、交通安全教室が中学校及び小学校において、それぞれ4月16日、4月22日に開催され、鳥栖警察署員及び交通安全指導員らの指導で自転車の乗り方や横断歩道の渡り方等の交通ルールを学びました。

選挙関係では、4月7日に佐賀県議会議員選挙、同月18日に佐賀東部土地改良区総代選挙が執行されました。

また、5月1日に、天皇陛下の御即位を祝う記帳所を、役場1階ロビーに設置しました。163名分の祝意がしたためられた芳名録は、県を通じて宮内庁へ届けました。

まち・ひと・しごと創生室

1．広報企画係

鎮西山関係の事業については、樹木管理委託業務の入札に関し、4月に現場説明会及び入札を実施しました。

町の情報システムネットワーク関係については、5月1日に平成から令和への元号改元がなされたため、システム改修を実施し、公証帳票等の動作確認を行い、問題なく稼働しております。

統計調査業務については、6月1日時点で実施される工業統計調査について、5月に調査員説明会、調査票の配布を行っております。

2．まち・ひと・しごと創生係

鎮西山再整備のための実施設計を平成30年度で事業発注しました。現在、整備補助金の獲

得に向け、佐賀県や関係省庁と協議しています。

ふるさと納税については、昨年度の寄附件数がおよそ30万件、金額ではおよそ53億2千万円でした。6月から改正地方税法が施行されることに伴い、動向の予測がこれまでより複雑になりますが、今年度も引き続き、制度を取り巻く周辺状況を鑑みながらふるさと納税に取り組んでまいります。

中心市街地活性化事業の進捗は、事業者と対話による折衝を行い、無理なく事業執行できるよう公民とも努力を重ねています。事業スキーム、資金調達方法、運営方法等多面的な観点から提案内容の詳細を詰める必要がありますので、引き続き競争的対話の活用により事業者を選定していきたいと考えています。

財 政 課

6月補正予算に関しまして、原課要求期限を4月26日に設定、5月14日までに査定を実施し、予算案として取り纏め今議会に提案しております。

町有施設管理関係では、清掃や樹木管理、除草等の委託業務については予定通り発注が進んでいます。地区の公共的施設に関しては、学習等供用施設内の学習・集会室で使用不能の状態であったエアコンの更新業務は発注が済み、農村婦人の家の和室では、傷んだ畳や襖の張替修繕も完了しました。

庁舎管理関係では、予定していた保守管理等業務の発注は完了し、1階受付カウンターや記載台のデスクマットの更新と来客用椅子のクリーニングを実施しました。今後も公共施設の利便性向上や清潔な環境づくりに努めて参ります。

住 民 課

1. 住民記録係

4月末現在の人口は9,632人、前年と比較しますと81人の増、世帯数では3,637世帯で87世帯の増となっております。

マイナンバー制度関連としましては、4月末時点でマイナンバーカード作成の委託先である地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より町に到着しているカード数は911件、交付数は877件、保管数は22件で、交付率は9.1%となっております。マイナンバーカードを利用したサービスである「各種証明コンビニ交付サービス」につきましては、利用状況が増加傾向にあり、今後もマイナンバーカードの普及やコンビニ交付サービスの広報に努めてまいります。

女性活躍推進の一環で、住民票、個人番号カード及び署名用電子証明書等への旧氏の記載等に関する事項を定めるため、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布されました。これらに伴い、各種システムの改修等の準備を進めております。今後も施行日に向け、遺漏なきよう準備を進めてまいります。

2. 子育て支援係

本年4月より認定こども園、保育所等の入所につきまして、1号140名、2号及び3号の枠が238名合計378名の支給認定、入所承諾及び保育料決定事務を行いました。今後とも随時に発生します、1号・2号・3号の年度途中入園希望者につきましては、丁寧に相談を受けてまいります。

児童手当につきましては、6月1日より1か月間、年に一度の現況届を実施いたします。

放課後児童健全育成事業につきましては、本年4月より社会福祉法人へ運営を委託致しました。今後も委託先及び小学校と密に連携を図りながら安全面に配慮し、保護者が安心して児童を預けられる環境づくりに努めます。

3. 環境係

4月19日、21日及び28日に実施した狂犬病予防法に基づく狂犬病予防集合注射の実績は、登録犬346頭中109頭に接種しました。前年度集合注射の実績は、登録犬354頭中137頭でした。

5月13日、公共用水域の水質保全を図るため、切通川、井柳川を含め18地点で河川水の水質調査を、また、水質汚濁防止法に基づき工場排水水質検査を6事業所で実施しております。調査結果は現在解析中であります。

鳥栖・三養基西部環境施設組合の後継施設については、令和6年度の稼働を目指し様々な協議を進めているところですが、現在は2市3町の構成により佐賀県東部環境施設組合を設立、建設に向けた協議を行っているところであります。

空家対策については、空家情報をシステム化し管理を行っております。また空家対策協議会にて、事業実施計画書の策定を完了しております。

健康福祉課

1. 健康増進係

特定健診及び各種がん検診を4月19日から23日までの間、老人福祉センターおたっしや館で実施し、実人員で612名の方が受診されました。平成28年度から集団健診については無料とし、住民の健康意識向上のための動機づけを促進しているところです。平成30年度の特定健診の受診率は平成30年5月時点での対象者1,202名に対し、594名の方が受診され49.4%でした。うち、動機づけ支援の方は51名、積極的支援の方は13名がおられ、42名に対し保健指導を実施しました。今後も、より多くの方が受診できるように引き続き啓発に努め、受診率の向上を図って参ります。

2. 保険年金係

平成30年度から国民健康保険制度の広域化に伴い、各種手続きや保険給付、保健事業について、県内で統一した事業の実施や運営を目指し、勉強会・実務者会議・連携会議等において、検討を重ねています。今後も国民健康保険事業の安定的な運営が持続するよう、引き続き県及び県内保険者と連携していきます。医療費給付適正化対策として、毎月レセプト点検を実施しており、資格・診療内容を精査しています。また、被保険者の給付費抑制意識を高

めるため、重複服薬等の勧奨通知を年1回、医療費通知を年3回、ジェネリック医薬品差額通知を年2回発送いたします。

後期高齢者医療事務については、佐賀県後期高齢者医療広域連合と連携し、きめ細やかな窓口サービスを引き続き行います。

国民年金事務については、佐賀年金事務所と連携し、窓口及び広報紙等を活用した制度の周知に努めています。

3. 福祉介護係

生活保護につきましては、平成30年度中における本町への相談件数として8世帯10人であり、うち6世帯7人の方が認定されました。

3月27日から、身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳（A）、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを保持している在宅の障害者へ、タクシーの基本料金を助成する福祉タクシー券の交付を開始しました。受給資格者177名に通知し、5月7日現在36名の方に交付しております。

介護保険による法定給付につきましては、保険者である鳥栖地区広域市町村圏組合と連携し、要支援・要介護認定者に対し、居宅サービス・施設サービス等の保険給付を引き続き行います。

3月25日から運行を開始した通学バス・乗合タクシー・施設間巡回バスについては、4月の利用者は、延べ人数で、通学バス1,736名、乗合タクシー・施設間巡回バス1,030名でした。今後も「移動制約者の移動手段の確保」、「外出機会の創出」、「地域の活性化」を目的として、安全に配慮し運行を行ってまいります。

税 務 課

1. 課税係

平成31年度の町税当初課税関係では、5月に入り固定資産税、軽自動車税を、連休明けには個人住民税特別徴収分の納税通知書を発送致しました。当初賦課時点の課税状況をお知らせします。

固定資産税は、納税義務者が延べ3,772名、調定額は7億2,995万円（対前年比27万円の増）となっています。

軽自動車税は、4,557台が対象で、調定額は3,231万円（前年比119万円の増）となっています。登録台数はほぼ前年並みの状況ですが、新車登録から13年経過したことに伴い経過措置から経年重課に移行した車両分が調定額を押し上げた形です。

個人住民税の特別徴収分は、1,486事業所（対象者3,212名）に対し、総額2億7,051万円（前年比196万円の増）を通知、特徴対象事業所の数も前年より約3%増加しています。

2. 収納係

平成30年度の町税について、4月末時点の徴収率をお知らせします。

一般町税の現年度分は、徴収率99.1%（前年同期99.2%）で、対前年比0.1%の減、滞納繰越分については、徴収率28.4%（前年度27.7%）で、0.7%増となっています。現年度分、滞納繰越分を合わせた一般町税全体の徴収率は、97.4%（前年同期97.4%）で、増減なしという状況です。

次に、国民健康保険税の状況ですが、現年度分は、徴収率94.4%（前年同期94.2%）で、0.2%の増、滞納繰越分については、徴収率16.8%（前年度18.1%）で、1.3%の減となっています。現年度分、滞納繰越分を合わせた国民健康保険税の徴収率は、79.1%（前年同期79.5%）で、0.4%の減という状況です。

建設課

1. 建設係

先ず国道関係ですが、国道34号切通し交差点の改良事業については、現在、用地測量及び建物調査が実施されております。

次に町道関係ですが、側溝改良等工事、道路嵩上げ工事の設計に取りかかっており、随時発注予定です。その他、町道維持管理等業務について、発注を済ませております。舗装改修工事については、今年度も公共施設等適正管理推進事業債により実施予定であり、設計が完了次第随時発注予定です。

また、特定防衛施設周辺整備調整交付金による事業として西峰東西3号線及び下坊所東西線の用地買収を計画しており、現在、補助金交付申請の準備を進めているところであり、交付決定後は速やかに物件移転補償調査に着手します。

社会資本整備関係では、橋梁点検及び道路改良事業2路線を計画しております。橋梁点検については、13橋の点検を予定しており、佐賀県メンテナンス会議方針に沿って事業推進してまいります。道路改良関係については、八枚碓線及び坊所南北線の用地測量等を発注予定です。

次に河川関係ですが、鳥越川の浚渫工事及び周辺雑草の伐採業務を発注しました。

次に用悪水路関係ですが、前牟田地区水路浚渫工事を発注しました。

2. 管理係

社会資本整備総合交付金事業の木造住宅耐震診断補助（昭和56年以前建築分）については、交付内示を受けており、補助金交付申請の準備を進めているところです。

町営住宅関係では、維持修繕に努めており今後も適正な管理を行うことで、入居者の住環境改善を行ってまいります。また、坊所団地の駐車場整備については、諸条件整理のため協議を進めており、協議終了次第発注予定です。

農業集落排水事業関係は、切通地区機能強化事業の交付申請を済ませており、交付決定を受けて計画概要書作成業務の発注予定です。

産業課

本年もまちづくり実行委員会にて、3月17日から4月7日まで、鎮西山の桜ライトアップを行いました。例年設置している提灯やLEDスポットライトの照明に加えて、本年もフォトジェニックなスポットづくりに取り組み、魅力的な装飾のイルミネーションを設置しました。天候にも恵まれ、魅力的な夜桜を多くの町民の皆様楽しんでいただきました。

本年産米の生産のめやすの配分が、前年より18トン減の1,391トンと通知されたのを受けて、JA各生産組合に生産のめやすの数量を配分し、営農計画書により取りまとめを行っており、8月に現地作付確認を実施いたします。転作率は38.2%となっています。

西峰地区にあります「ふれ愛菜園」では、今年度も利用者の募集を行い、29区画のうち27区画の契約に至っており、残りの区画についても、随時受け付けを行います。利用者の皆様には、この菜園で土に触れ、野菜や花づくりを楽しみながら、収穫の喜びも味わっていただければと思います。

多面的機能支払交付金事業については、農用地、水路、農道等の地域資源を対象とする保全管理や、農村環境の保全を図るための活動と、水路、農道等の機能維持のための更新等を行う長寿命化活動が行われていますが、今年度は町内20地区の活動組織に対して更なる支援を行う予定です。

教 育 課

4月11日、上峰小・中学校で入学式を挙行いたしました。小学校92名、中学校88名の児童生徒が入学をいたしました。多くのご来賓の皆さまにご臨席賜り挙行できましたことに御礼申し上げます。上峰町小学校入学祝金についても、制度をご案内し該当する全家庭に申請いただき、入学者一人あたり2万円を給付しました。

上峰町立学校外国語指導助手業務につきまして、3年間の長期継続契約を行いました。小・中学校に外国語指導助手（ALT）を配置し、外国語による実践的なコミュニケーション能力の向上及び国際感覚の養成を図ります。

上峰町立学校ICT利活用教育等推進業務を委託契約しました。小・中学校へICT推進員を配置し、ICT機器を利活用した教育業務全般に関し教職員・児童生徒へのサポート体制を充実させ、ICT利活用教育等を推進してまいります。

上峰小学校オンライン英会話業務を委託契約しました。本年度も小学校5・6年生を対象にマンツーマンによるオンライン英会話授業により、グローバル化に対応した教育環境づくりを推進してまいります。

大韓民国ヨジュ市の大神（テイシン）中・高等学校から17名の生徒が来町され、上峰中学校を中心に交流を行いました。中学校では歓迎式典に始まり、吹奏楽部による歓迎演奏や、授業体験、互いの文化について質問をぶつけ合う討論などを通して交流を深めることができました。今回、17名の生徒を受け入れていただきましたホストファミリーの方々におかれましては、ご協力賜りありがとうございました。

生涯学習課

1. 生涯学習係

4月25日上峰町民センターにおいて、社会教育委員会、生涯学習審議会、放課後子どもプラン推進事業運営委員会を開催し、今年度のそれぞれの計画について、審議の上、承認をいただきました。

4月25日上峰町子どもクラブ育成協議会において、第4回子どもクラブドッジビー大会の抽選会とルール講習会を行いました。抽選会には町内の各地区より17チームの参加がありました。講習会は、ドッジビーの基本的なルールや大会の運営方法等を各地区子どもクラブの保護者の皆様に周知を行い、安全面を中心に情報の共有を行いました。本大会は、6月9日に上峰中学校体育館及び上峰町体育センターにおいて開催し、8月10日、伊万里市において開催予定の佐賀県大会出場権をかけ、現在各チーム練習に励んでおられるところです。

5月15日上峰町民センターにおいて、青少年健全育成推進委員会を開催しました。

5月22日青少年育成町民会議総会を開催し、青少年育成に関する事業実績や事業計画について、関係団体選出理事による審議を行いました。

2. 生涯スポーツ係

5月9日ニュースポーツ講習会を上峰町体育センターで開催しました。参加者数は分館長、地区スポーツ推進指導員等65人でした。種目は、アジャタ、いごてだま、卓球バレーを町スポーツ推進委員の皆様のご懇切丁寧な実技指導により、参加者全員の皆様に体験していただきました。アジャタにつきましては、7月7日、上峰町体育センターにおいて、分館対抗アジャタ大会を開催いたしますので、各分館の熱戦が繰り広げられるものと思います。今後におきましても、ニュースポーツをはじめ、老若男女を問わず多くの住民の皆様に、天候に左右されない手軽で楽しく体を動かすスポーツを推進していきたいと思っております。

令和改元最初のスポーツイベントとして、5月19日鎮西山ふれあいの森フェスタを開催しました。山頂へのウォーキングにつきましては、前日の雨天から当日は晴れ間が見える天候の中で、ご参加いただきました。今回は、山歩き講習やそうめん流し等新しいコーナーを取り入れて、多くの町民の皆様や町外の大会参加者を含めて、大会当日は自然を満喫されたことと思います。また、開催に際しましては、御協力いただきました分館関係の皆様や駐車場を整備していただきました地元企業並びに大会運営に携わっていただきました関係者の皆様に感謝を申し上げます。

文化課

文化財関係では、まず、例年国庫補助事業の適用を受けて実施している町内遺跡埋蔵文化財確認調査事業ですが、これまでに7件の開発行為の届け出等があり、うち4件について埋蔵文化財確認調査を実施し、開発と埋蔵文化財保護との調整を図りました。

町史編さん関連事業では、5月22日に町史編さん委員会編集部会（執筆委員会）を開催し、

原稿作成、目次の検討、調査収集について協議を行いました。今後、本格的な原稿執筆に順次着手してまいります。

図書館関係では、4月23日の「子ども読書の日」から5月12日までの「こども読書週間」にあわせて、4月28日に「おたのしみおはなし会」を開催し、大型絵本の読み聞かせ、パネルシアター、わらべうた遊び、工作などを行い、子供12名、大人3名が参加され、楽しいひと時を過ごされました。5月12日には「子ども図書館員体験」教室を開催し、小学生9名の参加があり、貸出し返却業務、レファレンス業務（調べ物）など日ごろ図書館職員が行っている業務を体験し、「楽しかった」、「面白かった」との声をいただきました。また、図書司書おすすめの絵本をテーマ別に3冊ずつセットし、「図書館おたのしみ袋」として貸し出しました。

4月末から5月中旬にかけて、開館以来の新聞記事スクラップによる「平成の上峰」をふりかえるコーナーを図書館内に設置しました。

5月17日には小学校をとおして、新1年生および4月期の転入生とその家族へ図書館利用者登録の勧誘チラシを配布しました。図書館では、今後も機会を捉えて、利用者の枠の拡大を目指して行きたいと考えております。

以上、行政報告でした。

○議長（中山五雄君）

これで町長の行政報告が終わりました。

日程第4 諸般の報告

○議長（中山五雄君）

日程第4. 諸般の報告。

諸般の報告をお願いします。

○財政課長（坂井忠明君）

皆様おはようございます。私のほうからは平成30年度上峰町一般会計繰越明許費繰越計算書及び平成30年度上峰町一般会計事故繰越し繰越計算書につきまして、御報告を申し上げます。

お手元に報告書1枚目、平成30年度上峰町一般会計繰越明許費繰越計算書を御用意ください。

内容につきましては、さきの3月定例議会におきまして繰越予算の議決をいただいた建設課所管、林道災害復旧工事九千部山横断線及び第2回臨時議会におきまして議決いただいております教育課所管、小学校北校舎空調設備整備事業に関するものでございます。

では、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

お手元の繰越計算書をごらんください。読み上げて説明にかえさせていただきます。

平成30年度上峰町一般会計繰越明許費繰越計算書。

款の10. 教育費、項の1. 教育総務費、事業名、小学校北校舎空調設備整備事業、金額42,865千円、翌年度繰越額42,865千円、財源内訳、既収入特定財源0、未収入特定財源のうち国庫補助金11,598千円、地方債22,800千円、一般財源8,467千円。

続きまして、款の11. 災害復旧費、項の1. 農林水産施設災害復旧費、事業名、林道災害復旧工事（九千部山横断線）、金額919,399円、翌年度繰越額919,399円、財源内訳、既収入特定財源0、未収入特定財源のうち国庫補助金557千円、地方債0、一般財源362,399円、合計金額43,784,399円、翌年度繰越額43,784,399円、財源内訳、既収入特定財源0、未収入特定財源のうち国庫補助金12,155千円、地方債22,800千円、一般財源8,829,399円。

続きまして、報告書の2枚目、平成30年度上峰町一般会計事故繰越し繰越計算書でございます。

こちらは建設課所管、平成30年度（仮称）町道緑ヶ丘団地南線道路新設改良工事でございます。給水施設の漏水対策や天候不良で不測の日数を要したことにより、年度内の執行が困難となったため、次年度に所要の繰り越しをしたものでございます。

それでは、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

お手元の繰越計算書をごらんください。

平成30年度上峰町一般会計事故繰越し繰越計算書。

款の8. 土木費、項の2. 道路橋梁費、事業名、平成30年度（仮称）町道緑ヶ丘団地南線道路新設改良工事、支出負担行為額8,994,240円、左の内訳、支出済額3,300千円、支出未済額5,694,240円、支出負担行為予定額0、翌年度繰越額5,694,240円、左の財源内訳、既収入特定財源0、未収入特定財源のうち国庫補助金0、地方債0、一般財源5,694,240円、説明といたしまして、給水施設の漏水対策に不測の日数を要したことと天候不良の日数が多く作業効率が大幅に低下したためとなっております。合計は一緒でございます。

以上、一般会計事故繰越し繰越計算書に関する報告でございました。

以上で諸般の報告を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

これで諸般の報告を終わります。

日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（中山五雄君）

日程第5. 議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例等の一部を改正する条

例)。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和元年6月7日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例の一部を改正する条例）。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和元年6月7日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例）。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和元年6月7日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第26号 上峰町中小企業小口資金融資条例。

町内の中小企業事業所に対する融資制度の条例を制定するものです。

令和元年6月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第27号 上峰町森林環境譲与税基金条例。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、基金を新設するため、条例を制定するものです。

令和元年6月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第28号 上峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、改正するものです。

令和元年6月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第29号 上峰町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

消費税法改正法等が施行されることに伴い、改正するものです。

令和元年6月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第30号 上峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

消費税法改正法等が施行されることに伴い改正するものです。

令和元年6月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第31号 上峰町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

消費税法改正法等が施行されることに伴い改正するものです。

令和元年6月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第32号 上峰町農村婦人の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

消費税法改正法等が施行されることに伴い改正するものです。

令和元年6月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第33号 上峰町中央公園多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

消費税法改正法等が施行されることに伴い改正するものです。

令和元年6月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

議案第34号 上峰町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

消費税法改正法等が施行されることに伴い改正するものです。

令和元年6月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

議案第35号 上峰町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例。

消費税法改正法等が施行されることに伴い改正するものです。

令和元年6月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

議案第36号 上峰町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

消費税法改正法等が施行されることに伴い改正するものです。

令和元年6月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

議案第37号 上峰町体育センターの管理運営に関する条例の一部を改正する条例。

消費税法改正法等が施行されることに伴い改正するものです。

令和元年6月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

議案第38号 上峰町民プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

消費税法改正法等が施行されることに伴い改正するものです。

令和元年6月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

議案第39号 上峰町運動場夜間照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

消費税法改正法等が施行されることに伴い改正するものです。

令和元年6月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

議案第40号 上峰町立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例。

これも消費税法改正法等が施行されることに伴い改正するものでございます。

令和元年6月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

議案第41号 上峰町都市公園条例の一部を改正する条例。

消費税法改正法等が施行されることに伴い改正するものです。

令和元年6月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第42号

令和元年度上峰町一般会計補正予算書（第2号）

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、「平成31年度」を「令和元年

度」に統一する。

令和元年度上峰町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,914千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,196,521千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月7日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第43号

上峰町固定資産評価員の選任について

下記の者を上峰町固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めます。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字堤2190番地の1

氏 名 矢動丸栄二

生年月日 昭和42年1月16日

令和元年6月7日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

以上、21議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ただいま町長より21議案が一括上程されました。

これより補足説明を求めます。

補足説明はありませんか。

○税務課長（矢動丸栄二君）

皆さんおはようございます。では、議案第23号の説明をいたします。

上峰町税条例等の一部を改正する条例について。上峰町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について補足説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）等が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日に施行されることにより、本条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会の招集をするいとまがなかったため、別紙のとおり専決処分をさせていただいて御承認をいただくものでございます。

お手元の新旧対照表に基づきながら御説明をいたします。

新旧対照表の御用意をお願いいたします。

では、新旧対照表につきましては、右の欄が改正前、現行ですね、改正前となっております。改正前ですね。左の欄が改正後となっております。

なお、改正規定中、条のずれや項のずれ、また、読みかえ規定等の説明を省略させていただき、主要な規定を中心に説明をさせていただきます。

まず、1ページをごらんください。

附則第7条の3の2は、個人町民税の住宅借入れ等の特別控除についての内容になっております。

1ページの上段についてですが、ことしの10月の消費税引き上げに当たり、駆け込み需要の反動減といった需要変動の平準化に向けての措置として、令和2年末までの間、消費税10%が適用される住宅取得について、住宅ローン控除の控除期間を3年延長し、13年間とすることの地方税法の改正に伴い、町条例の改正を行うものでございます。

また、1ページの下段から2ページの上段につきましては、町民税の住宅借入れ等の特別控除の適用を受けようとする申告者の提出期限が、町民税の納税通知書が発送されるまでとなっており、期限を過ぎれば適用はないこととなっており、町民税の住宅ローン控除は所得税における控除を前提とし、所得税において控除し切れなかった額を控除するものであることから、その要件を不要とした改正となっております。

続きまして、2ページの下段から3ページの上段の第10条の2についてです。

これは地方税法附則第15条の固定資産税等の課税標準の特例の改正に伴うものです。新旧対照でお示ししております附則第15条「第32項」から「第33項」へ、また、「第43項」から「第44項」への改正となっております。

主な改正内容としましては、新規製造車両にかかわる課税標準の特例措置の見直しで、鉄道事業者等が環境性能要件を厳格化すべくディーゼルエンジン等を一定の回転数を保ち、発電の電気で走行する電気式車両が課税標準特例を受けることができることと項へつけ加えられたことにより、項が1項下がったことに伴うものです。

次に、3ページの下段から5ページの新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、第10条の3についてです。

これは地方税法施行令附則第12条の改正に伴うもので、新旧対照表でお示ししております3ページと5ページの附則第12条「第17項」から「19項」への改正、4ページの附則第12条

「第21項」から「第23項」への改正、「22項」から「24項」への改正、また、5ページの「第29項」から「31項」への改正となっております。

主な改正内容は、固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲が広げられ、主にサービスつき高齢者向け住宅である借家住宅を項へ加えられたことにより、項が2項下がったことに伴うものです。

次に、6ページから9ページの軽自動車税の税率の特例第16条についてです。これは地方税法附則第30条の改正に伴うもので、6ページの右側下段の第2項から7ページの右側第3項、第4項、8ページ、右側上部の表までにつきましては、税率の特例を受ける年度が過ぎたことに伴い、項の削除を行い、8ページの中段から9ページの下段につきましては、先ほどの第2項から第4項の削除に伴い、項を繰り上げたこととなります。

また、税金の特例の電気の軽自動車、ガスの軽自動車、また、エネルギー消費効率の高い軽自動車などのクリーン化特例については初回登録で所得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置期限が31年度まで延長されたこととなります。

次に、10ページ、軽自動車税の賦課徴収の特例につきましては、先ほど6ページから9ページの軽自動車税の税率の特例で第16条の第2項から第4項を削除したことに伴う、「7項」から「4項」への改正となっております。

続きまして、11ページから12ページをお開きください。

これは自動車税環境性能割の創設により、令和元年10月1日施行に向けての未実施の条例を改正するものです。

全体的な内容としましては、消費税増税に合わせて自動車取得税、これに伴う自動車取得税交付金制度は廃止されます。廃止に伴う減収分につきましては、こちらを補填するために町税に軽自動車環境機能割というものが県税の自動車環境機能性能割が新設されることとなります。三輪以上の軽自動車を取得した際、取得価格が500千円以上に対してですが、その取得者に環境機能割というものが課税されることとなります。

なお、原付等を含む現行の軽自動車税は軽自動車税種別割というものに名前を変えて存続をします。改正後の軽自動車税は環境機能割と種別割の2つで構成されることとなります。

また、自動車税環境機能の賦課徴収につきましては、当分の間、佐賀県がその事務を行い、対象車両の所定場所の市町に徴収した税を納付することとなっております。

全体的な説明が長くなりましたが、改めて11ページをお開きください。

当初の新規検査、車を納品ですね、登録したときから13年を過ぎた三輪及び四輪の軽自動車については次年度から重課税が導入されたことに伴う改正となっております。

続きまして、13ページから16ページをお開きください。

これは平成30年度税制改正で大法人税について、令和2年4月以降に廃止する事業年度からの適用に向けて、電子申告の義務化をすることとされましたが、今回、電子申告の提出が

困難と認められる場合の対応方法が加えられたことの改正になります。

14ページの13項から15ページの17項に電気通信回線の故障、災害その他理由により国で管理されている地方税法関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難と認められる場合で、かつ、町長の承認を受けたときは電子申告以外で納税申告の提出ができることが加えられたことによる改正となっております。

以上で議案第23号、上峰町税条例等の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく審議賜りますようよろしくお願いいたします。

では、続きまして、上峰町税条例の一部を改正する条例について、上峰町税条例の一部を改正する条例の専決処分についての補足説明を申し上げます。議案第24号になります。

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）等が平成31年3月29日に公布され、平成31年6月1日に施行されることにより、本条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会の招集をするいとまがなかったため、別紙のとおり専決処分をさせていただき、御承認いただくものでございます。

では、お手元の新旧対象表に基づきながら御説明を申し上げます。新旧対象表の御用意をお願いいたします。

新旧対象表につきましては、右の欄が改正前、左の欄が改正後となっております。

まず、今回の改正内容につきましては、大まかな内容を説明させていただきます。

ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中、地方公共団体が創意工夫をすることにより、全国各地の地域活性化につなげるため、過度な返礼品を送付し制度の趣旨をゆがめている地方自治体については、ふるさと納税の対象外にすることができるよう制度の見直しが行われたところでございます。

地方公共団体に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、ふるさと納税の対象——特例控除といいますけど——となる寄附金は総務大臣が指定する地方公共団体となったところでございます。

指定を受けるには寄附金の募集を適切に実施すること、返礼品の地場産品をすること、返礼品の返礼割合を3割以下にすることなど、基準に適合する地方公共団体となります。

指定は地方公共団体の申し出により、総務大臣が行うこととなっております。

基準に適合しなくなったら指定を取り消すなどの見直しが行われ、これに伴う地方税法改正が行ったことによる改正となります。

それでは、新旧対照表の1ページをお開きください。

第34条の7「寄附金税額控除」についてです。

右の欄、現行においては「法第314条の7第1項」を、左側改正後には、「同項」に改めるのは、言い回しの改正となっております。

また、その右下現行「同項第1号に掲げる寄附金」とは県、市町への寄附金で、これを総

務大臣から指定を受けた県、市町への寄附金となることから、改正後「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」と改めることとなります。

続きまして、2ページのほうをお開きをお願いいたします。

右側現行「第314条の7第2項」及び「第314条の7第2項第2号」においては、左側改正後「314条の7第11項」及び「314条の7第11項第2号」に改めることとなります。これは総務大臣から指定を受ける条件や指定を受けた県、市町のみが特例控除対象寄附金となる項を地方税法の項に加えられたことに伴う改正となっております。

では、3ページのほうをお願いいたします。

右側現行「寄付控除額」を、左側改正後「寄附金税額控除」に改めることとなります。1ページで申し上げました内容と同様、右側現行「314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」、いわゆる県市町への寄附金を、左側改正後「314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」、いわゆる総務大臣から指定を受けた県市町への寄附金への改正に伴う改正になります。

また、中段にも同じように「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、また、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改正するものであります。

4ページも同様の改正に伴う改正となっています。

以上で議案第24号 上峰町税条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様おはようございます。私のほうからは議案第25号につきまして、補足説明を申し上げます。

議案第25号をお手元に御用意ください。

議案第25号 専決処分の承認を求めることについて、上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例の承認になりますが、去る平成30年12月21日に平成31年度税制改正大綱が閣議決定され、その中で国保税における課税限度枠の引き上げと軽減措置の拡充が盛り込まれました。この税制改正大綱を踏まえ、平成31年3月29日に地方税法施行令の一部を改正する政令により所要の改正がなされていることに踏まえ、専決処分を行いました上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により議会の承認を求めるものです。

保険税は政令により課税限度額が定められており、各市町村はこの額を超えない範囲内で条例で規定することとなっております。

今回の課税限度額の引き上げにより、中間層に配慮した保険税設定が可能になることに加

え、中間所得者層の負担軽減を図ることが見込まれるため、本町では政令に定める上限額を課税限度額としたところです。

国民健康保険税における減額の対象となる所得の基準についても政令により定められており、各市町村はこの額を超えない範囲内において条例で規定することとなっております。経済動向等を踏まえ、軽減判定所得を見直しております。

また、第1章中に被保険者とし不在者を規定しております。国民健康保険被保険者の適用除外の規定を設けるものでございます。児童福祉法の規定により、児童福祉施設に入所している児童、または小規模住居型児童養育事業を行うもの、もしくは里親に委託されている児童であって、扶養義務者のいない者を国民健康保険の被保険者とし不在こととしております。児童福祉施設に入所している児童や里親家庭などで生活している児童は、国民健康保険の被保険者でなくとも、児童福祉施策によって医療機関に受診できることとなっております。

それでは、新旧対照表により御説明申し上げますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

右側が現行、左の欄が改正後でございます。

目次第1章に、「町が行う国民健康保険の事務（第1条）」の次に「第1条の2」を加えております。下段に、第1条の2として「被保険者とし不在者」の規定を設けております。

裏面2ページをごらんください。

基礎課税額を「58万円」から「61万円」に改正するものです。

第13条の2は、第1項本文中で減額後の限度額を「58万円」から「61万円」へ改正するものとなっております。

下段になります。

同項第2号は、5割軽減に関するの号になりますが、所得金額330千円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき275千円を加算した金額を超えない世帯としておりましたが、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき280千円に改正するものとなっております。

4ページをごらんください。

同項第3号は2割軽減に関するの号になりますが、所得金額330千円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき500千円を加算した金額を超えない世帯としておりましたが、被保険者及び特定同一世帯所属者1人当たりの額を510千円に改正するものでございます。

この改正は施行日を政令の施行日と同日の平成31年4月1日からとしているところであります。

以上、議案第25号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○産業課長（日高泰明君）

皆様おはようございます。私のほうから議案第26号、議案第27号につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第26号 上峰町中小企業小口資金融資条例につきましての補足説明をさせていただきます。

参考資料としまして、条例の施行規則（案）を添付させていただいておりますので、御用意をお願いいたします。

条例制定の目的でございますが、上峰町内の中小規模の事業を営む者に対して、町独自の融資制度を設けることにより、事業資金の融資を円滑にし、保証協会の保証料を補給することにより、その負担を軽減することでこれら企業の維持発展を促進し、産業振興を図り、ひいては税収増加や雇用確保につなげるため、今回、条例を上程させていただくものでございます。

条例の中身でございますが、まず第1条でございます。先ほども申し上げましたが、町内中小企業に対して小口事業資金の融資を円滑にして維持発展を促進し、本町産業の振興に資することを目的とするとした条例の目的を定めております。

第2条、小口資金を取り扱う金融機関について定めております。

第3条、預託する融資金の額について定めております。

第4条、小口資金の融資を受けることのできる者として、貸し付けの対象につきまして町内に住所を有する中小企業者で1年以上経営を継続している者などの規定を定めております。

第5条、融資金の用途について、運転資金及び設備資金に限るものとして、ただし書きで本制度の返済に充てるための借りかえについては使用することができる場所として定めております。

第6条、貸し付けの条件について、限度額や貸し付けの期間等について定めております。

第7条から第9条までは融資を受ける手続について定めているところでございまして、まず、第7条で融資の申し込みについて定め、第8条でその審査方法、そして、第9条に融資機関の貸し付けについて定めているところでございます。

第10条、町が補給します佐賀県信用保証協会の保証料について定めております。

第11条、報告及び調査としまして、貸付報告と貸付状況の報告、そして、必要な場合の報告調査指導について定めております。

第12条、預託金の返還としまして、本年度末に当該年度に預託した預託金を町に返還することについて定めております。

最後の13条につきましては、規則等への委任事項でございます。

以上が条例の概要となります。

続きまして、参考資料をごらんください。

条例の施行規則（案）を御説明いたします。

規則（案）につきましては、条例1条の要旨にありますとおり、条例の施行に関しまして必要な事項の融資機関や様式等を定めておりますので、後もってごらんいただければと思います。

以上で議案第26号 上峰町中小企業小口資金融資条例の補足説明を終わります。

続きまして、議案第27号 上峰町森林環境譲与税基金条例につきましても補足説明をさせていただきます。

この条例につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が本年4月1日から施行されたことによりまして、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境譲与税が譲与されることになったところでございます。この目的に見合った事業を実施する目的で基金を設置いたします条例でございます。

条例の中身でございますが、まず第1条「設置」ということで、先ほども申し上げましたが、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるという目的で基金を設置するものでございます。

第2条「積立て」でございますが、積み立てる額は予算で定めるとしております。

第3条「管理」というところで、金融機関等で確実かつ有利な方法で保管するという事などを定めております。

第4条、基金益金の処理ですが、基金によります運用収益につきましては、予算に計上し、基金に編入すると定めております。

第5条「繰替運用」ですが、こちらにつきましては財政上、現金が不足している場合等に一時的に基金の現金を利用できるという規定でございます。

第6条「処分」でございますが、基金の目的に使います経費につきましては、基金の全部、または一部を処分することができるという規定でございます。

最後の第7条につきましては、規則等への委任でございます。

以上で私からの補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○住民課長（扇 智布由君）

皆様おはようございます。4月1日に住民課長を拝命いたしました扇と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうより議案第28号及び議案第29号につきましても補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第28号 上峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

お手元に議案第28号を御準備ください。

このことにつきましては、国で定められています放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、当町で制定しております上峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うものでございます。

改正点は4点でございます。

1点目でございますが、上峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の第10条関係でございますが、平成29年の地方からの提案等に関する対応方針、平成29年12月26日閣議決定におきまして、放課後児童支援員認定資格研修の実施の事務、権限について、平成31年度から指定都市も実施できることとなったため、第3項にこれを加えるものでございます。

2点目でございますが、同じく第10条第3項第4号につきまして、学校教育法の規定により、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格と規定されていたところを、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許状を取得した者を対象とするため、改正するものでございます。

3点目でございますが、同じく第10条第3項におきまして、放課後児童支援員の基礎資格等について一定の実務経験があり、かつ市町村長が適当と認めた者に対象を拡大されたため、これを新たに第10号として追加するものでございます。

4点目の改正点になりますが、附則「経過措置」の第2条中の「平成32年」を「令和2年」に改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で説明をいたしますので、御準備をお願いいたします。

右側が現行でございます。第10条第3項にございます下線部分が空欄となっておりますが、左側が改正後になります。第10条第3項の「放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事」の後に、下線部分であります「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加えるものです。

次に、右側の現行をごらんいただきまして、第10条第3項、第4号の下線部分、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を、左側改正後の第10条第3項第4号の下線部分でございます「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者」に改正するものです。

さらに、右側現行の第10条第3項第9号の後に、左側改正後でございます。「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの」を第10号として追加するものでございます。

続きまして、裏面の2ページになります。

右側の現行をごらんいただきまして、附則「経過措置」の第2条の下線部分、2カ所になりますが、「平成32年」とありますのを、左側改正後でございます、「令和2年」に改正す

るものでございます。

議案第28号に関する補足説明は以上でございます。

引き続きまして、議案第29号 上峰町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明をいたします。

議案第29号を御準備ください。

今回の条例改正につきましては、10月1日より消費税率が8%から10%へ改定されることに伴い、上峰町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の第9条関係のし尿収集運搬手数料を改正するものです。

それでは、新旧対照表で説明をいたしますので、御準備をお願いいたします。

右側が現行でございます。第9条関係の別表第1のし尿収集運搬手数料の現行「13.514円」を「13.764円」に改正するものでございます。

以上で議案第28号及び議案第29号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。補足説明の途中ですが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、11時まで休憩いたします。休憩。

午前10時47分 休憩

午前11時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、補足説明を再開いたします。

ほかに補足説明はありませんか。

○建設課長（三好浩之君）

皆様おはようございます。私のほうからは議案第30号及び議案第31号について補足説明させていただきます。

まず、議案第30号 上峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の補足説明でございます。

お手元に議案書の準備をお願いいたします。

こちらにつきましては、消費税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

別紙の新旧対照表を御参照ください。

表の中段下線部分、右側が現行、左側が改正後となっております。

右側下線部分、第2条2項中の「1.08」を左側改正後下線部分「1.10」に改正するものでございます。

以上で議案第30号 上峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の補足説明を終わります。

続きまして、議案第31号 上峰町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の補足説明でございます。

お手元に議案書の準備をお願いいたします。

こちらにつきましても、先ほどと同様、消費税法の一部改正に伴う改正となっております。別紙の新旧対照表を御参照ください。

右側現行、左側改正後となっております。

第16条1項中の「1.08」を、左側改正後「1.10」に改正するものでございます。

以上で議案第30号及び議案第31号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○財政課長（坂井忠明君）

私のほうからは議案第32号、議案第42号につきまして補足説明をさせていただきます。

議案第32号 上峰町農村婦人の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

10月1日より消費税率が8%から10%に改定されることに合わせ、改定分を現行の使用料金に転嫁する内容でございます。

お手元の新旧対照表をごらんください。

右側が現行、左側が改正後でございます。

表内の利用時間帯区分につきましては現行どおりで、上段より農産加工室、こちらは主にみそづくりに使用されておりました、現行「1,080円」を「1,100円」に改定いたしますが、税抜きの額につきましては、1千円で据え置きとなっております。

その下、共同学習室及び創作室につきましては、いずれも「430円」を「440円」に改定いたしますが、同様に税抜きの額は400円で、こちらも据え置いてございます。

議案第32号に関する補足説明は以上でございます。

引き続きまして、議案第42号 令和元年度上峰町一般会計補正予算（第2号）でございます。

予算書の準備をお願いいたします。

予算書の2ページ、第1表歳入歳出予算補正の歳入のほうをお願いいたします。

左のほうから款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

款の2. 地方譲与税、補正額400千円、計30,100千円。

款の12. 使用料及び手数料、補正額41千円、計76,858千円。

款の13. 国庫支出金、補正額16,000千円、計522,044千円。

款の15. 県支出金、補正額6,681千円、計303,481千円。

款の17. 寄附金、補正額減の2千円、計4,000,114千円。

款の18. 繰入金、補正額2,520千円、計3,508,635千円。

款の20. 諸収入、補正額23,274千円、計65,436千円。

歳入合計、補正額48,914千円、計11,196,521千円。

歳出のほうでございます。

款の1. 議会費、補正額4千円、計78,913千円。

款の2. 総務費、補正額減952千円、計7,255,771千円。

款の3. 民生費、補正額12,733千円、計1,286,648千円。

款の4. 衛生費、補正額減3,489千円、計592,115千円。

款の6. 農林水産業費、補正額2,197千円、計403,642千円。

款の7. 商工費、補正額34,914千円、計57,524千円。

款の8. 土木費、減1,998千円、計337,698千円。

4ページでございます。

款の9. 消防費、補正額834千円、計168,556千円。

款の10. 教育費、補正額4,671千円、計621,231千円。

歳出合計、補正額48,914千円、計11,196,521千円。

補正予算に関する説明書の3ページをお願いいたします。

2の歳入からでございます。主な補正内容について御説明をいたします。

上段でございます。

款の2. 地方譲与税、項の5. 森林環境譲与税、目の1. 森林環境譲与税、節の1. 森林環境譲与税400千円ですが、今年度より森林環境譲与税が交付されることに伴う新設の費目でございます。所要の算定基準に基づく試算により、本年度は400千円を計上いたしております。交付された譲与税につきましては、新設の森林環境譲与税基金に全額を積み立てるという内容でございます。

続きまして、1枚めくっていただいて4ページをお願いいたします。

上段の款の13. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の9. 商工費国庫補助金、節の1. 商工費補助金で説明欄のプレミアム付商品券事業費補助金8,500千円及びプレミアム付商品券事務費補助金5,528千円、合計の14,028千円でございますが、10月からの消費税率の改定を受け、低所得世帯や乳幼児を持つ子育て世帯などに対し、消費税引き上げによる家計の負

担軽減や消費への影響を緩和する目的で制度化をされております。

事業に要する経費全額を国のほうが負担をするものです。歳出の7のほうの商工費の補助金として同額を計上をいたしております。

6ページをお願いいたします。

款の20. 諸収入、項の5. 貸付金元利収入、目の1. 中小企業融資資金貸付金元利収入、節の1. 中小企業融資資金貸付金元利収入の20,001千円でございますが、新設の費目でございます。3月に議決いただいた上峰町中小企業小規模企業振興基本条例を踏まえまして、今回、具体的な振興策として、上峰町中小企業小口資金融資条例を提案させていただいております。今回、町が20,000千円を予算化いたしまして、小口融資の原資として融資もととなる提携金融機関へ預託をしておく仕組みでございます。こちらのほうの歳入につきましては、金融機関からの町への預託金返済分を計上をしたものでございます。1千円につきましては、預託期間中の利息分の頭出しとしております。

歳出のほうに移ります。

1枚めくっていただいて、8ページをお願いいたします。

上段の款2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の6. 企画費、節の13. 委託料で魅力発信拠点づくり事業委託料38,726千円でございますが、こちらにつきましては、当初のイベントや体験プログラム等に加え、移住・定住促進の施策を展開するための追加費用でございます。当初予算の30,121千円と合わせまして、補正後の事業予算額につきましては、68,847千円となります。

中段のほうで同項でございますが、目の10. ふるさと納税費、節の13. 委託料、WEBマーケティング支援事業委託料、減額の38,726千円でございますが、支援業務の内容を整理いたしまして、先ほどの魅力発信拠点事業に同額を振り向けるものでございまして、補正後の事業予算額につきましては12,149千円となります。

少々飛びまして、13ページをお願いいたします。

中段でございますが、款の6. 農林水産業費、項の1. 農業費、目の3. 農業振興費、節の19. 負担金、補助及び交付金2,990千円、農業用ドローン導入事業補助金でございますが、こちらのほうにつきましては、農業者の団体に農薬等の散布用の機器と、オペレーターの操作、技能習得等に要する経費を町のほうで100%補助をいたすものでございます。

下段になりますが、目の1. 林業振興費、こちらのほう、節の25. 積立金、説明欄のほうの森林環境譲与税基金積立金でございますが、歳入の項で申し上げておりました森林環境譲与税全額を新設の基金に積み立てるものでございます。

1枚めくっていただきまして、14ページをお願いいたします。

上段で款の7. 商工費、項の2. 商工観光費、目の1. 商工観光振興費、節の19. 負担金、補助及び交付金、プレミアム付商品券事業補助金14,028千円でございますが、歳入の項で説

明いたしましたプレミアム付商品券事業に関する経費につきまして、一括して町商工会に補助をするものでございます。

その下でございますが、節の21. 貸付金、中小企業小口資金貸付金20,000千円、こちらにつきましては現実に事業者へ融資を行う提携金融機関に対しまして、融資金の原資として町が預託をするものでございます。

なお、この預託金につきましては、金融機関から年度末には町に返済をされる仕組みでございます。歳入のほうで申し上げた、すなわち20,000千円と1千円とつながってくるものでございます。

その下でございますが、節の22. 補償、補填及び賠償金、中小企業小口資金融資保証料886千円でございますが、融資に際し発生する信用保証協会の保証料を助成する費用でございます。当該貸し付けに係る保証料全額を町が負担するものでございます。

これをもちまして、議案第42号 令和元年度上峰町一般会計補正予算（第2号）の補足説明を終わらせていただきます。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○生涯学習課長（小川成弘君）

皆さんおはようございます。4月1日より教育委員会生涯学習課長を拝命いたしました小川成弘でございます。よろしくお願いたします。

私のほうからは議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号につきまして補足説明をさせていただきます。

議案第33号 上峰町中央公園多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

10月1日より消費税率が10%に改定されることに伴いまして、施設の維持管理費におきましても、支出増加が見込まれますので、改定分を現行使用料金に転嫁する内容でございます。

お手元の新旧対照表をごらんください。

右側が現行、左側が改正後でございます。

別表、上峰町中央公園多目的広場、夜間照明施設及びミーティングルーム使用料につきまして、表内の使用区分、使用時間は現行どおりです。

一例を挙げますと、上段の中央公園多目的広場全面使用1時間につき、町内使用料現行「420円」を「440円」に改定することとします。420円は使用費税相当額5%が転嫁されています。消費税を乗ずる前の基本額は400円でございます。今回、消費税相当額を転嫁し、440円といたします。ほかの金額につきましても同様でございます。

なお、中央公園多目的広場半面使用、ミーティングルーム使用及び冷暖房使用1時間につ

き町内使用料現行210円につきましては、消費税相当額5%が転嫁されています。消費税を乗ずる前の基本額は200円でございます。消費税相当額8%を転嫁した場合、216円となります。216円につきましては、10円未満を切り捨てて210円となり、実質的に消費税相当額5%の金額210円と同じ金額となりますので、平成26年4月1日からの消費税率8%改定の折には中央公園多目的広場、ミーティングルーム及び冷暖房使用料全ての金額を消費税相当額5%に据え置きました。夜間照明施設につきましては、中央公園が供用開始いたしました平成14年10月に電気料金の5%の値下げが実施されていますので、消費税相当額を転嫁することなく、30分につき町内使用料は消費税を乗ずる前の基本額1,100円としておりました。今回は基本額1,100円に消費税相当額を転嫁し、1,210円といたします。

なお、町外の方の使用料につきましては、これまでどおり、町内の方の使用料の3倍額といたします。

議案第33号に関する補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第34号及び議案第35号は、上峰町民センターにつきまして、議案第33号同様に10月1日より消費税率が10%に改定されることに伴い、施設の維持管理費におきましても、支出増加が見込まれますので、改定分を現行使用料金に転嫁する内容でございます。

なお、町民センターにつきましては、公民館と農村環境改善センターの複合施設でございますので、条例は別々に提案させていただきます。

まず、議案第34号 上峰町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

お手元の新旧対照表をごらんください。

右側が現行、左側が改正後でございます。

別表第1、公民館施設使用料につきまして、表内の使用区分、使用時間は現行どおりです。ホールの使用料につきましては、入場料等徴収ありの金額を基本ベースとしております。

一例を挙げますと、1ページ中段の入場料等徴収ありの午前9時から正午までの3時間の使用料現行「10,300円」を「10,500円」に改定することとします。10,300円は消費税相当額8%が転嫁されています。消費税を乗ずる前の金額は、1時間につき3,200円でございます。今回、3,200円に3時間に乗じた上に消費税相当額を転嫁し、10,560円となり、100円未満を切り捨てて10,500円といたします。

また、左側の改正後の入場料等徴収なしの午前9時から正午までの使用料につきましては、平成16年の条例改正により、入場料等徴収ありの金額の3分の2を入場料等徴収なしの金額と設定しており、今回は入場料等徴収ありの10,500円の3分の2の金額である7千円を入場料等徴収なしの金額といたします。

ホールのほかの使用料につきましても同様でございます。

また、一例を挙げますと、1ページ中段の視聴覚室205の午前9時から正午までにつき使

用料現行「1,080円」を「1,100円」に改定することとします。1,080円は消費税相当額8%が転嫁されています。消費税を乗ずる前の基本額は1千円でございます。今回、消費税相当額を転嫁し、1,100円といたします。ほかの金額につきましても同様でございます。

2ページ、3ページに掲載しています別表第2、公民館冷暖房使用料につきましても、表内の使用区分、使用時間は現行どおりです。

一例を挙げますと、3ページ下段のギャラリー208の1時間当たり冷暖房使用料現行「210円」を「220円」に改定することとします。210円は消費税相当額8%が転嫁されています。消費税を乗ずる前の基本額は200円でございます。200円に消費税相当額8%を転嫁した折に216円となり、10円未満を切り捨てて210円といたしました。今回、消費税相当額を転嫁し、220円といたします。ほかの金額につきましても同様でございます。

なお、議案第34号の関連規則といたしまして、上峰町公民館の設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則を参考資料として提出させていただいておりますが、本規則につきましても、10月1日より消費税率が10%に改定されることに伴いまして、改正分を現行使用料金に転嫁する内容でございます。

議案第34号に関する補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第35号 上峰町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

お手元の新旧対照表をごらんください。

右側が現行、左側が改正後でございます。

別表につきまして、2ページ下段の別表第2、農村環境改善センター冷暖房使用料と同様に、1ページ上段の別表第1の現行の「改善センター使用料」の前に「農村環境」を加え、別表第1を「農村環境改善センター使用料」とし、別表第1、農村環境改善センター使用料につきまして、表内の使用区分、使用時間は現行どおりです。

一例を挙げますと、1ページ上段の健康相談室101の午前9時から正午まで、使用料現行「540円」を「550円」に改定することとします。540円は消費税相当額8%が転嫁されています。消費税を乗ずる前の基本額は500円でございます。今回、消費税相当額を転嫁し、550円といたします。ほかの金額につきましても同様でございます。

また、2ページ、3ページ、別表第2、農村環境改善センター冷暖房使用料につきまして、表内の使用区分、使用時間は現行どおりです。

一例を挙げますと、3ページ上段の調理実習室103の1時間当たり冷暖房使用料現行「430円」を「440円」に改定することとします。430円は消費税相当額8%が転嫁されています。消費税を乗ずる前の基本額は400円でございます。400円に消費税相当額8%を転嫁した折に432円となり、10円未満を切り捨てて430円としていました。今回、消費税相当額を転嫁し、440円といたします。ほかの金額につきましても同様でございます。

議案第35号に関する補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第36号 上峰町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この議案につきましても、10月1日より消費税率が10%に改定されることに伴いまして、施設の維持管理におきましても、支出増加が見込まれますので、改定分を現行使用料金に転嫁する内容でございます。

お手元の新旧対照表をごらんください。

右側が現行、左側が改正後でございます。

別表、上峰町社会体育施設使用料につきまして、表内の使用施設名、使用区分、使用時間は現行どおりです。

一例を挙げますと、1ページ上段の武道館の個人使用、一般2時間以内につき、町内使用料現行「100円」を「110円」に改定することとします。この100円は消費税相当額5%を転嫁した折に105円となり、10円未満を切り捨てて100円としていました。消費税を乗ずる前の基本額も同じ100円でございます。今回、消費税相当額を転嫁し、110円といたします。

また、その下の武道館団体使用1時間につき、町内使用料現行「210円」を「220円」に改定することとします。210円は消費税相当額5%が転嫁されています。消費税を乗ずる前の基本額は200円でございます。今回、消費税相当額を転嫁し、220円といたします。ほかの金額につきましても同様でございます。

なお、町外の方の使用料につきましては、これまでどおり町内の方の使用料の3倍額といたします。

議案第36号に関する補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第37号 上峰町体育センターの管理運営に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この議案につきましても、10月1日より消費税率が10%に改定されることに伴いまして、施設の維持管理におきましても、支出増加が見込まれますので、改定分を現行使用料金に転嫁する内容でございます。

お手元の新旧対照表をごらんください。

右側が現行、左側が改正後でございます。

別表、上峰町体育センター使用料につきまして、表内の使用施設名、使用区分、使用時間は現行どおりです。中段の体育センター個人使用、一般2時間以内、町内使用料現行「100円」を「110円」に改定することとします。この100円は消費税相当額5%を転嫁した折に105円となり、10円未満を切り捨てて100円としていました。消費税を乗ずる前の基本額も同じ100円でございます。今回、消費税相当額を転嫁し、110円といたします。

また、その下の団体使用、半面使用1時間につき町内使用料現行「210円」を「220円」に

改定することとします。210円は消費税相当額5%が転嫁されています。消費税を乗ずる前の基本額は200円でございます。今回、消費税相当額を転嫁し、220円といたします。ほかの金額につきましても同様でございます。

なお、町外の方の使用料につきましては、これまでどおり町内の方の使用料の3倍額といたします。

議案第37号に関する補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第38号 上峰町民プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この議案につきましても、10月1日より消費税率が10%に改定されることに伴いまして、施設の維持管理費におきましても支出増加が見込まれますので、改定分を現行使用料金に転嫁する内容でございます。

お手元の新旧対照表をごらんください。

右側が現行、左側が改正後でございます。

別表現行、「上峰町民プールの使用料」の「の」を削り、改正後、「上峰町民プール使用料」として、上峰町民プール使用料につきまして、表内の使用施設名、使用区分、使用回数、使用時間は現行どおりです。

中段の町民プール個人使用、一般1人につき1回の町内使用料現行「100円」を「110円」に改定することとします。この100円は消費税相当額5%を転嫁した折に105円となり、10円未満を切り捨てて100円としていました。消費税を乗ずる前の基本額も同じ100円でございます。今回、消費税相当額を転嫁し、110円といたします。

また、その下の専用使用、30人以上2時間以内につき町内使用料現行「3,150円」を「3,300円」に改定することとします。3,150円は消費税相当額5%が転嫁されています。消費税を乗ずる前の基本額は3千円でございます。今回、消費税相当額を転嫁し、3,300円といたします。

なお、町外の方の使用料につきましては、これまでどおり町内の方の使用料の3倍額といたします。

議案第38号に関する補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第39号 上峰町運動場夜間照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この議案につきましても、10月1日より消費税率が10%に改定されることに伴いまして、施設の維持管理費におきましても支出増加が見込まれますので、改定分を現行使用料金に転嫁する内容でございます。

お手元の新旧対照表をごらんください。

右側が現行、左側が改正後でございます。

別表、運動場夜間照明施設使用料につきまして、表内の使用施設名、使用時間は現行どおりです。運動場夜間照明施設30分につき、町内使用料現行「780円」を「820円」に改定することとします。780円は消費税相当額5%が転嫁されています。消費税を乗ずる前の基本額は750円でございます。750円に消費税相当額5%を転嫁した折に787円となり、10円未満を切り捨てて780円としていました。今回、消費税相当額を転嫁し、820円といたします。

なお、町外の方の使用料につきましては、これまでどおり町内の方の使用料の3倍額といたします。

議案第39号に関する補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第40号 上峰町立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この議案につきましても、10月1日より消費税率が10%に改定されることに伴いまして、施設の維持管理費におきましても支出増加が見込まれますので、改定分を現行使用料金に転嫁する内容でございます。

お手元の新旧対照表をごらんください。

右側が現行、左側が改正後でございます。

別表、上峰小・中学校屋内体育館使用料につきまして、表内の使用施設名、使用区分、使用時間は現行どおりです。

小学校屋内体育館・中学校屋内体育館、団体使用半面1時間につき使用料現行及び照明使用料現行「210円」を「220円」に改定することとします。210円は消費税相当額5%が転嫁されています。消費税を乗ずる前の基本額は200円でございます。今回、消費税相当額を転嫁し、220円といたします。

議案第40号に関する補足説明は以上でございます。

これをもちまして、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号の補足説明を終わります。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様こんにちは。さて、私のほうからは議案第41号の補足説明をさせていただきます。

議案第41号 上峰町都市公園条例の一部を改正する条例になりますが、お手元に御用意いただきたいというふうに思います。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正するなどの法律、これと社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が公布をされまして、令和元年の10月

1日から消費税率が8%、この場合の消費税率といいたししょうか、国税に入る部分が6.3%、地方消費税率が1.7%、それから、今後10%という形で消費税率は7.8%、地方消費税率が2.2%という内訳で引き上げられることによりまして、使用料算定の際に生じます消費税率を改正するため、本条例の一部を改正するものでございたし。

消費税は価格の転嫁を通じまして、最終的に消費者に負担していただくことを予定している税ということに鑑みまして、都市公園の使用料算定の際の消費税率の見直しを行うこととして、本条例の整備を行うものでございたし。

さて、本案の改正内容なんですけれども、お手元に新旧対照表がお届けになっているかと思いたしるので、それに基づいて御説明を差し上げます。

今回、改正対象となりますのは、第13条に使用料を規定を差し上げております。第2項中の改正というふうになります。右側に記載しております現行規定のほうなんですけど、こちらのほうで消費税法の名称を本文中で引用をいたししますので、その旨の追記を今回、改正法のほうでしております。

で、また、都市公園の使用料算定を行った際に乗じます現在の消費税率を1.08%と税率そのものを記載してありますが、今回の改正を機に、以後、消費税率の変動が生じる場合に当該改正法の施行をもって、本条例の税率が随伴するように文言の規定による改正を図るものでございたし。

この改正は、改正法施行日と同日の令和元年10月1日からとしているところなんです。

以上、議案第41号の補足説明を終わります。よろしく御審議のほどよろしくお願いたしします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はございたしませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようなんですけど、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたしします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたししました。本日はこれをもって散会したいと思いたししますが、御異議ございたしませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたししました。

これをもって散会いたしします。本日はどうもありがとうございました。散会。

午前11時40分 散会